

# 被災された小規模事業者の皆様の 販路開拓を応援します

福岡県では、令和5年梅雨前線豪雨※により、直接、または間接の被害を受けた小規模事業者等の販路開拓を支援するため、国の持続化補助金<一般型>のうち「通常枠」への県独自の上乗せ補助【令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金】を実施します。

※令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月2日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨

## 1. 補助対象者

令和5年梅雨前線豪雨により、直接、または間接の被害を受けた小規模事業者等で、国の持続化補助金<一般型>のうち「通常枠」の第12回以降公募(令和5年度中に公募期間が終了するもの)に採択され、額の確定を受けた者

#### 【直接・間接被害の定義】

- く直接被害> 令和5年梅雨前線豪雨により、自社の事業用資産に生じた損壊等の被害
- <間接被害> 令和5年梅雨前線豪雨により、<u>令和5年7月または8月のいずれか1か月</u> の前年同期比で、売上高が10%以上減少した被害
- 2. 補助対象経費・補助率・補助上限額
  - ・対象経費:店舗改装、広告掲載、展示会出展費用等 (国の持続化補助金<一般型>のうち「通常枠」の補助対象経費として認められた経費)
  - •補助率: 3/4(国2/3、県1/12)
  - ・補助上限額:56.25万円(国50万円、<u>県6.25万円</u>)インボイス特例対象事業者は112.5万円(国100万円、<u>県12.5万円</u>)

### 3. 申請書類

県ホームページ等に掲載の補助金交付申請書等の指定様式のほか、国の持続化補助金の交付決定通知書(写)等が必要となります。

また、直接被害の場合は、市町村長発行の「罹災証明書」、間接被害の場合は、「売上減少確認申請書(指定様式)」及び根拠書類(決算書、試算表、売上台帳、手形台帳等の月次の売上が分かるもの)の添付が必要です。

### 4. 申請先(申請書類提出先)

事業所所在地域を所轄する商工会議所または商工会

### 5. 提出期限

国の持続化補助金<通常枠>の額の確定通知書が届き次第、速やかにご提出ください。 ※受付開始日は、後日発表いたします。

#### 6. 問い合わせ先

書類の記入方法や提出書類等、本補助金に関するご不明な点は、<u>事業所所在地域を所</u> 轄する商工会議所または商工会までお問い合わせください。

7. 令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金事務局

#### 【商工会議所地区】

福岡県商工会議所連合会(福岡商工会議所 経営支援部 中小企業振興グループ) 〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28

TEL:092-441-1146 FAX:092-482-1523

#### 【商工会地区】

福岡県商工会連合会

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター7F

TEL:092-622-7708 FAX:092-622-7798

# 8. その他

申請様式等は、県庁、福岡県商工会議所連合会及び福岡県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金

検索

福岡県庁HP↓



福岡県商工会議所連合会 HP↓



福岡県商工会連合会 HP↓

